

秋田県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和2年12月18日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国道	旧	342号	A 雄勝郡東成瀬村岩井川字川通26番2地先から椿川字八幡下96番1地先まで	16.40～23.00	0.100
			B 雄勝郡東成瀬村岩井川字川通26番2から椿川字八幡下96番1まで	8.00～15.00	0.069
	新	342号	A 雄勝郡東成瀬村岩井川字川通26番2地先から椿川字八幡下96番1地先まで	16.40～23.00	0.100

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和2年12月18日（金）から令和3年1年4日（月）まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）